

令和6年12月2日以降の

受診時における 保険証の取扱いについて



令和6年12月2日以降、健康保険証の新規発行が終了することに伴い、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行されました。ただし移行後も、現行の健康保険証（有効期限までの間、最大1年間有効）や資格確認書により資格確認を行うことができますので、以下をご参照の上、医療機関の窓口でご提示ください。

マイナ保険証を持っている方

① マイナンバーカード（マイナ保険証）を提出

※何らかの事情でオンライン資格確認ができなかった場合

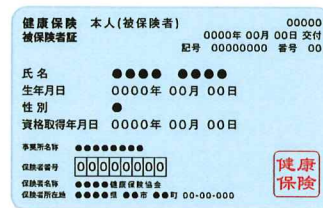
- ① 「マイナンバーカード」 + 「資格情報のお知らせ」を提出
 資格情報のお知らせとは・・・
 保険資格の情報を記載した書類で、マイナ保険証をお持ちの方に交付されるものです。
 単体では受診できません。
- ② 「マイナンバーカード」 + 「マイナポータル画面（医療保険の資格情報）」
 をスマホ等で提示
- ③ 口頭で資格変更がないかの確認（再診の場合）
- ④ 「被保険者資格申立書」 + 「マイナンバーカード」を提出（初診の場合）



マイナ保険証を持っていない方

① 現行の健康保険証を提出

※最大で令和7年12月1日まで有効ですが、それまでの間に、有効期限切れ、転職、退職等により保険者が切り替わる場合には失効となります。



② 資格確認書を提出

※マイナンバーカードを取得していない方やマイナ保険証の登録をしていない方に令和6年12月2日以降に送付されます。



◀資格確認書について
 (厚生労働省 HP)



※なお、公費負担医療及び地方公共団体の医療費助成（子ども・重度障がい者・ひとり親家庭等）に係るオンライン資格確認については、デジタル庁HP等をご確認ください。

令和6年12月2日以降の 受診時における 保険証の取扱いについて

令和6年12月2日以降、健康保険証の新規発行が終了することに伴い、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行されました。ただし移行後も、現行の健康保険証（有効期限までの間、最大1年間有効）や資格確認書により資格確認を行うことができますので、以下をご参照の上、医療機関の窓口でご提示ください。

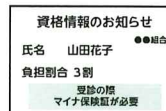
マイナ保険証を持っている方

① マイナンバーカード+ 資格情報のお知らせを提出

資格情報のお知らせとは・・・
保険資格の情報を記載した書類で、マイナ保険証をお持ちの方に交付されるものです。
単体では受診はできません。



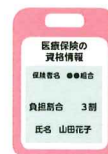
+



② マイナンバーカード+マイナポータル の画面（医療保険の資格情報）を スマホ等で提示



+

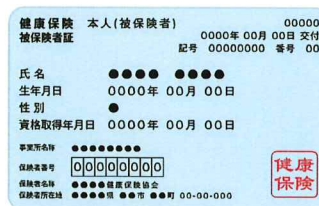


③ オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）が 医療機関で導入されている場合はマイナ保険証を提出

マイナ保険証を持っていない方

① 現行の健康保険証を提出

※最大で令和7年12月1日まで有効ですが、それまでの間に、有効期限切れ、転職、退職等により保険者が切り替わる場合には失効となります。



② 資格確認書を提出

※マイナンバーカードを取得していない方やマイナ保険証の登録をしていない方に令和6年12月2日以降に送付されます。



◀資格確認書について
(厚生労働省 HP)

資格確認書

※なお、公費負担医療及び地方公共団体の医療費助成（子ども・重度障がい者・ひとり親家庭等）に係るオンライン資格確認については、デジタル庁HP等をご確認ください。

